



一般事業場における排出水の汚染状態の測定義務について

水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、排水基準が適用される事業場の設置者には、自らが排出水の汚染状態を測定する（自主測定を行う）義務や自主測定の結果を保存する義務があります。

違反した場合には罰則が適用されることがあります。

測定義務について

排水基準が適用される特定事業場の設置者には、次のとおり排出水の汚染状態の測定及び記録・保存の義務が適用されます。

	内 容
測定項目	排出基準が定められた項目のうち、特定施設設置(使用、変更)届出書の「排出水の汚染状態」を記載する欄により届け出たもの。
測定頻度	年1回以上
測定時期	排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期・時刻
記録	水質測定記録表(規則様式第8号(裏面))に計量証明書等を添付して記録 ※自ら分析を行なった場合は、チャート等の資料(①採水日、試料の保存方法等の試料採取記録表、②検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記録表、③クロマトグラム、測定装置からの打ち出し記録等のチャート類等の資料)を添付する。
保存	3年間
罰則	30万円以下の罰金

(参考)神奈川県では、従来から生活環境の保全等に関する条例により、1日あたりの排水の量が300m³以上の指定事業所について、毎月1回の排水の汚染状態及び量の測定義務を設けています。

測定項目（詳細）

測定が必要な項目は、排出基準が定められている項目のうち、特定施設設置(使用、変更)届出書の「排出水の汚染状態」の欄に記載された項目^(注)です。

特定事業場の設置時期によっては旧様式で届出が行なわれている場合があります（裏面を参照）

(注)「排出水の汚染状態」に記載すべき項目は、排水基準が定められている項目のうち、通常排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。）です。記載内容に過不足がある場合は、別途、変更手続き^{*}が必要な場合がありますので、窓口までご相談ください。

*必要な手続きを行なわない場合、罰則（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

【施行規則様式第1（特定施設設置(使用、変更)届出書）】

別紙4

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排出水の汚染状態					
排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
その他参考となるべき事項					

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること

【旧様式の例】

4 排出水の汚染状態及び量

イ 特定事業場の排水口における排出水の汚染状態及び量

排水口別	水量・ 水質	排水量 (m ³ /日)		水質				通常	最大
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	通常	最大	通常		
		通常	最大					通常	最大
水質									
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

旧様式により届出されている場合、排出基準が定められている項目のうち、特定施設設置(使用、変更)届出書の排出水の汚染状態及び量の表の水質の欄に値が記載されている項目が測定項目です。

水質測定記録表（規則様式第8号）

様式第8

水質測定記録表

排出水の汚染状態(特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目			備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)							

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

水質測定記録表は原則として事業者自らが記入しますが、計量証明書を添付して保管する場合には、採水者、分析者及び測定項目の欄の記載を省略できます。

(水質測定記録表はホームページからダウンロードできます。⇒「神奈川県、排水規制」で検索)



窓口一覧

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0054 平塚市中里50-1	0463-45-3150 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
一般的な事項	神奈川県環境農政局環境部 環境課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-4123 (直通)

※次の10市の区域については、当該市の環境（水質）担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

測定の委託先に関するご相談は 神奈川県環境計量協議会へ (電話) 045-790-5280